

共生社会づくり体制整備事業

障がい者支援課

1 目的

障がいのある人もない人も、誰もがお互いに尊厳を重んじて支え合い、心豊かに地域で安心して暮らすことができる長野県づくりを進めるため、「長野県障がい者共生社会づくり条例(仮称)」の検討を引き続き進めるとともに、障がい者等からの相談体制の整備を図る。

また、虐待を受けた障がい者に関する諸問題及び養護者の負担軽減等の支援に関する相談対応、市町村間や関係機関との連絡調整及び各種情報の提供等の支援を行うことで、障がい者の権利利益の擁護を図る。

2 事業内容

(1) 障がい者差別に関する相談体制の整備

- ・専任の相談員1名を課内に配置し、障害者差別解消法に基づく障がいを理由とする差別に関する相談に対応する。
- ・障がい当事者団体、支援団体及び事業所等を対象とした出前講座に加え、小中学校の児童生徒及び保護者等を対象とした研修会を積極的に行い、「合理的配慮」や「不当な差別的取扱いの禁止」への理解促進を図る。
- ・障がい当事者が、差別事象等について身近で気軽に相談できるよう、障がい者団体等に相談窓口を設置して、よりきめ細かな相談サービスの充実を図る。

(2) 県民への積極的な周知活動の実施

- ・県民及び事業者向けに「障がいを理由とした差別」や「合理的配慮」に関するマニュアルブックを作成し、県民及び事業者への周知・理解を促進。(視覚障がい者向けに点字版も作成)
- ・公共交通機関でのポスター掲示やテレビ、ラジオ、広報誌など多様な広告媒体を活用した積極的な周知活動の実施

(3) 障がい者虐待に関する相談窓口の設置

- ・専任の相談員1名を課内に配置し、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待に関する相談対応や関係機関との連絡調整、情報の収集分析等の業務を行う。

(4) 関係者の権利擁護意識の強化に向けた研修の実施

- ・障害者福祉施設の管理者や従事者等向けの研修を県内5会場で実施するほか、市町村障がい者虐待防止センター職員向けの研修を、初任者研修と厚労省研修の伝達研修の2回に分けて実施
- ・研修の講師養成のため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に3人を派遣。
- ・障がい者虐待防止・権利擁護研修運営委員会を設置して、施設関係者や県社会福祉士会の協力を得て、過去に実施した研修の振り返り、内容の分析を行い、研修の企画運営に反映させ、内容の充実を図る。